

三陸南部沖のうち金華山以北の海域のヒラメに係る出荷制限の解除について

【 要 旨 】

- 原子力災害対策本部から本県及び宮城県に指示されていた、三陸南部沖（岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線まで）のうち金華山以北の海域のヒラメの出荷制限（平成 25 年 6 月 4 日付）は、本日解除されました。
- なお、この海域における、スズキ及びクロダイの出荷制限は継続されます。

対象海域と魚種

三陸南部沖のうち金華山以北の海域（岩手県宮城県境界正東線から宮城県石巻市金華山頂上正東線まで）において漁獲されるヒラメ。

（※）平成 25 年 6 月 4 日付けで出荷制限が指示されていたもの。

参考

今回の解除後の本県に対する出荷制限指示の状況（海産魚）

対象魚種	指示年月日	対象海域
スズキ	平成 24 年 10 月 25 日	三陸南部沖海域（陸前高田市沖の一部を含む） ※ 宮城県金華山北側で採取されたスズキから基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによる。
クロダイ	平成 24 年 11 月 6 日	三陸南部沖海域（陸前高田市沖の一部を含む） ※ 宮城県鮫浦湾で採取されたクロダイから基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによる。